



福岡医発第 1113 号 (総)
令和 6 年 7 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

世界医師会準会員の更新及び新規加入について (ご案内)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度 (2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日) の世界医師会準会員につきまして更新手続の時期となりました。

つきましては、既加入者の継続及び新規加入について、別添によりご報告下さいますようお願い申し上げます。

なお、昨年度の貴会加入者データを別紙 (該当医師会のみ) のとおりお送りいたしますので、

- 1) 継続・新規の有無について、令和 6 年 7 月 29 日 (月)までに別紙により本会までお知らせください。
- 2) 本年度より迅速にご案内をお送りするため、案内送付用のメールアドレスもご記入ください。
- 3) 年会費は一人 3,700 円となりますので、貴会にてお取り纏めの上、加入者数分を下記口座へ令和 6 年 8 月 19 日 (月)までにお振り込み下さい。
- 4) 準会員の更新・新規加入がない場合も別紙によりその旨お知らせください。

記

振込先銀行：福岡銀行 天神町支店
口 座 名 義：福岡県医師信用組合
口 座 番 号：普通 550079

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

準会員に適用される規則

1981年9・10月、リスボン（ポルトガル）における第34回総会で修正
1990年5月、エルサレム（イスラエル）における第126回理事会で修正
1998年10月、オタワ（カナダ）における第50回総会で修正
2002年10月、ワシントン（アメリカ）における第53回総会で修正
2003年9月、ヘルシンキ（フィンランド）における第54回総会で修正
2014年10月、ダーバン（南アフリカ）における第65回総会で修正
2016年10月、台北（台湾）における第67回総会で修正
2017年10月、シカゴ（アメリカ）における第68回総会で修正
2022年10月、ベルリン（ドイツ）における第73回総会で修正

背景

1. 準会員の以下の規則は、WMAの定款・施行細則、手順と運用規則、およびすべての審議機関の手順規則に従って適用する必要がある。

管理

2. 事務総長は、準会員に関連するすべての事項を管理するものとする。
3. 事務総長は、理事会による審査のために会員申請書を転送できる。理事会は、理由なく準会員の申請を拒否することができる。

会員

4. 準会員とは、WMAの施行細則（第1章第1条C項i）に定義されている意味での医師と、世界医学教育連盟（WFME）の医学部の世界ディレクトリに記載されている医学校に正式に在学している医学生で、準会員申請手続きを終え、準会員に定められている会費を納入した者に限られる。個々の医師および医学生は、その所属する国の医師会がWMAの加盟会員であってなくても準会員となることができる。準会員に含まれるのは適格性を満たした個人会員とし、それは、独立会員、学生会員、元会長および議長ネットワークの全会員、およびジュニア・ドクターズ・ネットワークの全会員で構成される。
5. 準会員申請に関する書類は、WMAから直接、あるいはWMAの構成会員である加盟医師会を通じてのみ入手できる。申請用紙は、記入、申請者署名の上、規定の会費とともに、WMAあるいは構成会員である加盟医師会に返送されなければならない。
6. 準会員は、会員資格の承認、世界医師会雑誌（WMJ）の購読、およびその他理事会が認める特典を受けるものとする。準会員は、登録料を支払って、WMA総会の公開会議に出席することができる。また、準会員は、申請が承認された場合、WMA理事会の公開会議に出席することができる。但し、これらの会議に出席するための費用は準会員が負担するものとする。

7. 医学生およびジュニア・ドクター（医師として卒業した後5年間）には、会費なしでWMAの準会員資格が付与されるが、これらの会員に対し、成果物、サービスまたは出版物（電子出版物を除く）は提供されない。
8. 元会長および元理事会議長には、WMAの終身準会員資格が付与される。会費はかからない。彼らは、元会長および理事会議長ネットワーク（PPCN）に含まれるものとする。
9. 卒後10年以内、または進行中の大学院医学教育プログラムが終了するまでは、適格性を満たした準会員は、ジュニア・ドクターズ・ネットワーク（JDN）の会員になることができる。
10. 医学部を卒業し、元会長および理事会議長ネットワーク（PPCN）の会員ではなく、ジュニア・ドクターズ・ネットワーク（JDN）の会員でもない適格性を満たした準会員は、独立会員と呼ばれるものとする。
11. すべての準会員は、準会員規則を遵守し、適格性を満たさなければならない。
12. 適格性を満たす状態にあるすべての準会員は、準会員会議で投票する権利を有するものとする。

正当な理由による資格停止

13. 理事会は、正当な理由により準会員資格を停止することができる。会員資格の停止理由は、WMAの方針並びに目的に反する会員の行動、WMAあるいは医師にとって不名誉をきたすような行動、WMAの名を汚すような行動等で構成される。理事会は、正当な理由で準会員の会員資格を停止する前に、当該会員に対して申し立てられた苦情に書面で回答するよう要請するものとする。会員から回答を受理した場合には、理事会は、文書またはバーチャル会議で実施することも可能であるが、決定を行う際、それを検討するものとする。

準会員議長

14. 準会員は、WMA総会直前の本会議に出席している適格性を満たした準会員の中から議長を選出する。議長は、準会員会議で議長を務めるものとする。
15. 議長は、2年間の任期を務め、準会員の意向に応じて2年間の任期を合計3回まで再選できるものとする。議長が準会員を退会した場合、または議長の会員資格が終了した場合、議長の任期は、次の定例会議まで前議長が務めるものとする。
16. 4.2で言及されている最初の2年間の任期は、これらの規則が採択されたときに有効な任期の終わりに始まる。

運営委員会

17. 準会員には運営委員会があり、これには以下が含まれる。
 - 17.1 準会員議長
 - 17.2 準会員前議長
 - 17.3 ジュニア・ドクターズ・ネットワーク議長（またはJDN議長の被指名人）
 - 17.4 元会長および理事会議長ネットワーク議長（またはPPCN議長の被指名人）
 - 17.5 WMA総会代表の準会員2名
 - 17.6 独立会員により選出される無任所独立会員1名
 - 17.7 学生会員により選出される無任所学生会員1名
18. 運営委員会で2つの役職に就くことはできない。
19. 運営委員会は、運営委員会の過半数によって別段の合意がない限り、少なくとも2か月ごとに、事実上または特定の時間に直接会合するものとする。
20. 運営委員会は
 - 20.1 準会員の活動をレビューおよび提案し、
 - 20.2 準会員のスケジュールされた全体会議の間に、ガバナンスとは関係のない内部準会員の決定を行い、実施する、
 - 20.3 意思決定について議長に助言を与える、
 - 20.4 タスクフォースと作業部会のリーダーシップとメンバーシップを推薦し、
 - 20.5 内部の準会員のガバナンスとプロセスにおける潜在的な変更について話し合い、
 - 20.6 WMAの活動をサポートするための自主性を促進し、
 - 20.7 準会員の集合的利益を代表する。

全体会議

21. WMA理事会の各会議前1週間以内に、適格性を満たしたすべての準会員が参加できる全体会議が開かれるものとする。会議への出席は、対面および/またはバーチャルで行う。事務総長またはその被指名人は、会議中を通して会員への助言、支援および勧告のために対応できるようにするものとする。
22. 追加の会議は、適格性を満たす20人の準会員の要求に応じて、または運営委員会のメンバーの少なくとも3分の2によって、あるいは準会員会議の議長によって予定される場合がある。特別会合の少なくとも2週間前に会員に通知するものとする。通知には、会議の場所と目的を記載するものとする。特別に招集された会議以外の追加の会議によって議事が行われることはない。

選挙

23. 運営委員会に含まれる指導的地位の候補者の指名は、候補者が適格性を満たすすべての準会員に対して行うことができる。

24. 推薦は、選挙が行われる準会員全体会議の少なくとも6週間前に事務局に提出されなければならない。
25. 推薦は、準会員によって決定された現在必要な書類に従って提出されるものとし、必要な履歴書、候補者が指導的地位に就くことを希望する理由、候補者の写真、および運営委員会の求めによる追加書類を含むものとする。これらの資料は、会議資料とともに配布される。
26. 以下の役職の選挙は、通常、理事会および総会に先立つ10月の準会員会議と同時に行われるものとする。
- 26.1 議長任期が満了する場合には、新議長の選挙が事務総長によって行われる。選出された議長は、残りの会議を遂行する。
- 26.2 WMA総会代表2名。1年間の任期で運営委員会の委員を兼務する。
- 26.3 独立会員より、1年間の任期で運営委員会の委員1名。
- 26.4 学生会員より、1年間の任期で運営委員会の委員1名

WMA 総会への代表参加

27. 準会員の対面または仮想会議に参加している適格性を満たす準会員の過半数によって承認および採択された動議のみが、準会員の名前でWMA総会に検討のために提示することができる。
28. 準会員によって選出されたWMA総会のための代表は、WMA総会で発言する権利と準会員会議で可決された方針または提案を紹介する権利を有するが、新たな事項の紹介、動議の提出または投票する権利はない。

対外的代表権

29. 準会員は、理事会、理事会議長、または事務総長の事前の明示的な許可なしに、いかなる立場においてもWMAを代表することはできない。第三者のイベントを公式にWMAが承認しているという誤解を招く印象を助長または与えるために、この提携を積極的に使用することは認められない。